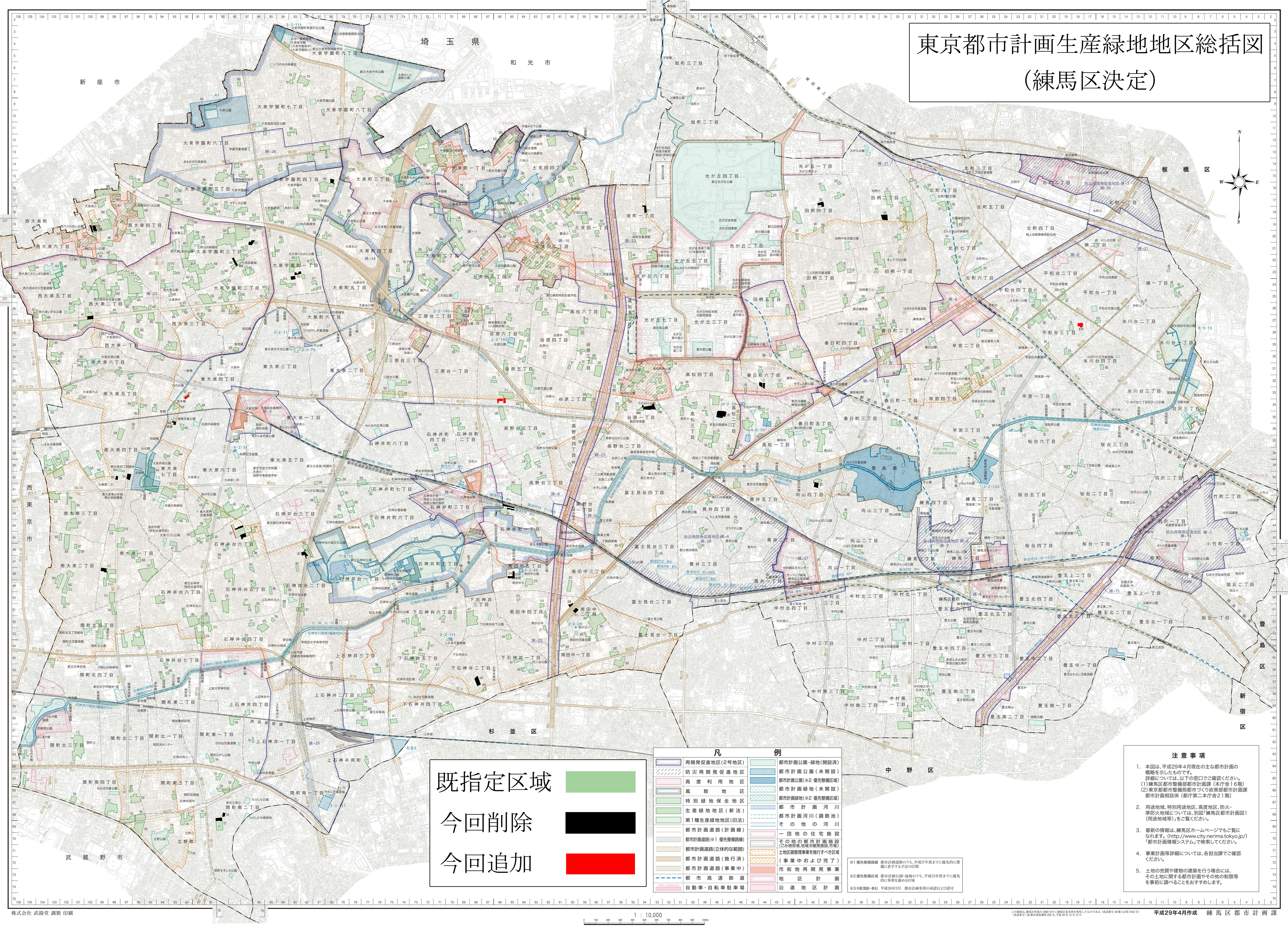


東京都市計画生産緑地地区総括図 (練馬区決定)



既指定区域
今回削除
今回追加

凡	例
再開発促進地区(2号地区)	都市計画公園・緑地(開設済)
防災再開発促進地区	都市計画公園(未開設)
高度利用地区	都市計画公園(※2優先整備区域)
風致地区	都市計画緑地(未開設)
特別緑地保全地区	都市計画緑地(※2優先整備区域)
生産緑地地区(新法)	都市計画河川
第1種生産緑地地区(旧法)	都市計画河川(調整池)
都市計画道路(計画線)	その他の河川
都市計画道路(※1優先整備路線)	団地の住宅施設
都市計画道路(立体的な範囲)	その他の都市計画施設
都市計画道路(施行済)	土地整理事業を施行すべき区域
都市計画道路(事業中)	(事業中および完了)
都市高速鉄道	市街地再開発事業
自動車・自転車駐車場	地区計画
	沿道地区計画

- 注意事項
- 本図は、平成29年4月現在の主な都市計画の概略を示したものです。
詳細については、以下の窓口でご確認ください。
(1)練馬区都市整備局都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談係(都庁第二本庁舎21階)
 - 用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域については、別図「練馬区都市計画図1(用途地域等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
「都市計画情報システム」で検索してください。
 - 事業計画等詳細については、各担当課でご確認ください。
 - 土地の売買や建物の建築を行う場合には、その土地に関する都市計画やその他の制限等を事前に調べることをおすすめします。